

船舶事故等調査報告書

平成27年7月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015広第5号
事故等種類	衝突（えい航索）
発生日時	平成27年1月15日 11時10分ごろ
発生場所	広島県廿日市市厳島北方沖 地御前港西防波堤灯台から真方位150° 2,770m付近 （概位 北緯34° 18.98′ 東経132° 20.28′）
事故等調査の経過	平成27年1月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A テンダーボート（船名不詳）（バハマ国籍）、全長12.09m 不詳、ARCTICA ADVENTURE AND CRUISE SHIPPING LIMITED B 引船 第五金福丸、9.7トン 270-19048広島、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A（ウクライナ籍）、免状不詳 B 船長B、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 船底に破口 B えい航索に切損
事故等の経過	A船は、旅客船に搭載されたテンダーボートで、船長Aほか2人が乗り組み、旅客7人を乗せて厳島北方沖を北進中、平成27年1月15日11時10分ごろ、かき養殖筏をえい航していたB船のえい航索と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、かき養殖筏1台をえい航して厳島北方沖を手動操舵により約1.3ノットの速力で西進した。 船長Bは、A船を左舷船首方に認めたが、A船は厳島を出発した観光船であり、B船がえい航するかき養殖筏の後方を通過していくものと思っテ航行を続けたところ、A船が接近したので、汽笛を吹鳴して手を振ったが、B船のえい航索とA船とが衝突した。 A船は、プロペラにB船のえい航索が絡み、航行不能となったが、別のテンダーボートで旅客船の錨泊場所までえい航された。 船長Bは、海上保安庁に本事故の通報を行った。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 低潮時
その他の事項	B船がえい航していたかき養殖筏は、長さ約16m、幅約10mであった。 B船のえい航索の長さは、約350mであり、かき養殖筏に形象物

	<p>を表示していた。</p> <p>A 船は、B 船のえい航索の中間部分に衝突した。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A 不明、B なし</p> <p>A 不明、B なし</p> <p>A 不明、B なし</p> <p>A 船は、巖島北方沖を北進中、B 船のえい航索と衝突したものと考えられるが、船長Aから情報が得られなかったため、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>B 船は、巖島北方沖をかき養殖筏をえい航して西進中、船長Bが、A 船がかき養殖筏の後方を通過していくものと思って航行を続けたところ、A 船が接近したので、汽笛を吹鳴するなど注意喚起を行ったが、B 船のえい航索とA 船とが衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、巖島北方沖において、A 船が北進中、B 船が西進中、A 船とB 船のえい航索とが衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>